

平成 30 年 8 月診療分からの主な変更点

1 通院に係る月額上限の改正

北広島市医療費助成事業における課税世帯の医療費・訪問看護利用料の1割負担について、自己負担の月額上限を次のとおり引き上げます。

平成 30 年 7 月診療分まで 14,000 円 ⇒ 平成 30 年 8 月診療分から 18,000 円

2 小学校就学前の子どもの初診時一部負担金の請求方法の変更（市内医療機関のみ）

市内医療機関のみ無料となっている「小学校就学前の子どもの市内医療機関を受診した際の初診時一部負担金」についても、公費負担者番号「91」を用いてレセプト請求してください。（p5、p10、p19、p22 参照）

※平成 30 年 7 月診療分までは、月遅れ請求であっても、従来どおりレセプトには初診時一部負担金を記載して請求してください。後日、市から医療機関へ直接お支払いします。

3 すべての国保組合被保険者のレセプト併用化

今まで、一部の国保組合の被保険者は子ども医療費をレセプト請求できないことから、「子ども医療費請求書」（紙の請求書）にて市へ直接請求していただいていたが、平成 30 年 8 月診療分からは、すべての国保組合がレセプト併用化に対応することとなりました。8 月診療分からは、北広島市国保や社保の被保険者と同じように、公費負担者番号を用いてレセプト請求してください。

4 国公費と子ども医療を併用してレセプト請求が可能

今まで、医療機関の窓口では、特定医療費（指定難病）等の国公費と併用できませんでしたが、平成 30 年 8 月診療分からは、併用してレセプト請求できるようになりました。

※レセプトの記載例など詳しくは、北海道国民健康保険団体連合会または社会保険診療報酬支払基金北海道支部へお問い合わせください。

5 指定訪問看護のレセプト併用化

今まで、指定訪問看護事業者については、市と協定を締結したうえで「子ども医療費請求書」（紙の請求書）にて市へ直接請求していただいていたが、平成 30 年 8 月診療分からは、レセプト請求できるようになりました。

※市と協定を締結する必要はありません。

北広島市子ども医療費助成制度の概要

1 制度の趣旨

子どもの健康の向上と疾病の早期発見、並びに子育て世帯の経済的負担の軽減と、子育て環境の充実を図ることを目的に実施しています。

2 対象者と助成内容

(対象者) 北広島市に住民登録のある0歳から中学生まで ○所得制限あり

(助成内容) 通院・入院 及び 指定訪問看護※

3 自己負担額

《平成30年8月診療分から》

区分	就学前児童	小学生 ・ 中学生
通院 (調剤含む)	初診時一部負担金 医科 580 円 歯科 510 円	【非課税世帯】初診時一部負担金のみ (医科 580 円 歯科 510 円 柔道整復 270 円)
		【課税世帯】 総医療費の1割負担 (限度額 18,000 円/月)
入院	※北広島市内の医療機関を受診した場合は無料	【非課税世帯】初診時一部負担金のみ (医科 580 円 歯科 510 円)
		【課税世帯】 総医療費の1割負担 (限度額 57,600 円/月※多数回該当 44,400 円)
指定訪問看護 ※	訪問看護療養費の1割 (月限度額：非課税世帯 8,000 円、課税世帯 18,000 円)	

レセプト請求の方法

(医科・歯科・調剤)

受給者証に記載のある公費負担者番号を用いて、レセプト請求してください。

◆公費負担者番号の種類

90010513 (北海道医療給付事業の基準どおりの医療費助成)

91010512 (北海道医療給付事業の基準に、市が上乘せした医療費助成)

92010511 (市で独自に実施する医療費助成)

◆受給者証 (見本)

○子初
医科 580 円、歯科 510 円
※就学前児童が北広島市内の医療機関を受診した場合は無料

○子課
総医療費の 1 割
※月限度額 通院 18,000 円
入院 57,600 円

有効期間内に公費負担者番号・負担割合が変わる場合や、入院・通院で異なる場合は、文言を記載しています。必ずご確認ください。

子初		子ども医療費受給者証	
公費負担者番号	90010513 ***** *****	受給者番号	7000000
住所	北広島市中央4丁目2番地1		
氏名	北広島 太郎	性別	男
生年月日	平成 30 年 4 月 1 日		
有効期間	平成 30 年 8 月 1 日 から 平成 31 年 7 月 31 日 まで		
発行機関名及び印	北海道 北広島市長		
交付年月日	平成 30 年 8 月 1 日		

◆診療報酬明細書 (レセプト) (見本)

診療報酬明細書 (レセプト) に公費負担者番号と受給者番号を記載してください。

○診療報酬明細書 (医科/人院外)		平成 年 月 分	診療科目	診療日	診療時間	診療内容	診療報酬	公費負担者番号	受給者番号
公費負担者番号	90010513							7000000	
受給者番号									

公費負担者番号の種類と一部負担金について

《小学校就学前児童》

区分	一部負担金 (患者負担)	公費負担者番号	受給者証の 表示	記載例
入院 ・ 通院	初診時一部負担金 のみ (北広島市内の医療機関を受診した場合は無料)	◆3歳未満 ◆3歳～就学前で住民税非課税世帯 90010513 ※北広島市内医療機関のみ初診時一部負担金を91010512で請求	子初 課税・非課税 共通です	医科 P5～7 歯科 P19～21 調剤 P29
		◆3歳～就学前で住民税課税世帯 90010513 と 91010512 の併用		医科 P10～13 歯科 P22～25 調剤 P30

【注】課税世帯の子どもで、受給者証の有効期間内に小学1年生となる場合は「子課」と表示されていますが、就学前の場合、窓口負担は初診時一部負担金のみとなります。

《小学生・中学生》

区分	一部負担金 (患者負担)	公費負担者番号	受給者証の 表示	記載例
入院	◆非課税世帯 初診時一部負担金 のみ	◆小学生 90010513	子初	医科 P8 (小学生) P17 (中学生)
	◆課税世帯 総医療費の1割 月限度額57,600円	◆中学生 92010511	子課	医科 P9 (小学生) P18 (中学生)
通院	◆非課税世帯 初診時一部負担金 のみ	◆小・中学生 92010511	子初	医科 P14～15 歯科 P26～27 調剤 P31
	◆課税世帯 総医療費の1割 月限度額18,000円		子課	医科 P16 歯科 P28 調剤 P32